

○浜松医科大学障がいのある学生対応部会（学生サポート室）運営要項
(平成28年4月26日要項第41号)
改正 令和5年3月16日要項第9号

(趣旨)

第1条 浜松医科大学学生委員会内規（平成16年4月15日内規第2号）第8条第2項の規定に基づき、浜松医科大学の障がいのある学生対応部会(以下「学生サポート室」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生サポート室は、学内の関係部局等と連携を図りながら障がいのある学生への全学的な支援体制を強化し、もって障がいのある学生の円滑な修学に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において「障がいのある学生」とは、身体障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身の機能の障がいのある学生（それらに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者を含む。以下「要支援学生」という。）で、浜松医科大学(以下「本学」という。)に入学を希望する者及び在籍する学生をいう。

(業務)

第4条 学生サポート室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要支援学生の受入方針の策定に関すること。
- (2) 要支援学生のための教育方法等の提案及び調整に関すること。
- (3) 要支援学生からの相談に関すること。
- (4) 支援情報等の公開に関すること。
- (5) 要支援学生への支援の啓発に関すること。
- (6) 施設・設備のバリアフリー化に関すること。
- (7) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 学生サポート室に、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学生委員会委員長
- (2) 学生委員会委員 若干人
- (3) 教務委員会委員 若干人
- (4) 保健管理センター 専任教員
- (5) 保健管理センター 保健師
- (6) 学務課職員 若干人
- (7) その他室長が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号までの室員は、室長の命を受け、学生サポート室の業務に従事する。

(室長)

第6条 室長は、本学の学生委員会委員長をもって充てる。

2 室長は、学生サポート室の業務を掌理し、所属室員を監督する。

(学生サポート室会議)

第7条 要支援学生に関する事項の連絡調整を行うため、学生サポート室会議(以下「室会議」という。)を置く。

2 要支援学生の修学支援に関する基本的事項、学生サポート室の運営に関する重要事項等は、室会議で審議する。

(議事録)

第8条 学生サポート室会議は、議事録を作成し保管しなければならない。

(不服の相談体制)

第9条 要支援学生が学生サポート室の支援等に不服がある場合は、学生委員会で協議し、問題の解決及び紛争への発展の防止を図るものとする。

2 要支援学生からの不服に関する相談窓口を学生委員会とする。

(紛争の相談体制)

第10条 前条第1項で問題が解決しない場合には、学長は有識者等による第三者組織により、中立的な立場で聴き取り調査等を実施し紛争の解決を行うものとする。

2 要支援学生からの紛争に関する相談窓口を監査室に置き、受付担当者については監査室長をもって充てる。

(庶務)

第11条 学生サポート室の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、学生サポート室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月16日要項第9号)

この要項は、令和5年3月16日から施行する。